

要子『藩貿易史の研究』)。

第9表は、細川藩の領外貿易への出資額を表示したものである。このように、細川氏の朱印船貿易の実態は、藩主独自の派船が一度限りで、あとは中国人や小倉商人を介しての委託買物貿易であった。

寛永八年(一六三二)、幕府は、老中の奉書を持たない船の海外渡航を禁止し、次第に貿易統制を強化していく。また、同年、中国船積載の生糸が糸割符仕法に組みいれられると、藩は、買物奉行を長崎に派遣して必要な品物を購入することに重点を移していく。

輸出品としては、領内産の銅・水晶と細川藩が鋳造した「新錢」が主であり、輸入品は、絹織物・綿織物・皮革・伽羅・薬品・陶器類・ぶどう酒・麝香・龍腦・氷砂糖・煙硝・鉛・小鳥その他の嗜好品であった。これらは、將軍へ献上品として、また、藩主の嗜好・消費を目的としたものであった。

二 禁教令と宗門改め

キリスト教イエズス会(耶穌会)創立者の一人で伝来と布教ある、スペイン人宣教師フランシスコ・ザビエルが、マラッカで日本人キリストン・アン

第9表 細川藩の領外貿易への出資高

出資年	出資額 貫目
元和6(1620)	銀 50
ヶ 9	ヶ 50
寛永元(1624)	ヶ 20
ヶ 2	ヶ 100
ヶ 3	ヶ 40
ヶ 4	ヶ 20
ヶ 8	ヶ 15

武野要子『藩貿易史の研究』による。

ジロウ（ヤジロウ）に会い、日本への布教を志し、彼の案内で鹿児島に渡來した。領主島津貴久に布教の許可を得て、鹿児島で布教を始めた。これが、わが国にキリスト教が伝えられた最初とされている。

ザビエルは、その後、平戸・山口へと移り、さらに日本全国に布教する許可を得るため、天皇に布教の許可を求めて上京したが、天皇に会えず、山口にもどり、間もなく豊後府内（現大分市）へ移り布教した。ザビエルは、日本滞在一年余で帰国したが、彼のあとに渡來したフロイスらの宣教師たちによつて、キリスト教が日本に広められた。その布教は、キリストが最高の神であり、日本古来の神社仏閣の排除、切腹などに見られる封建的な道徳の戒め、人は一夫一婦のもとに生活を営み、生涯離婚を禁止し、民衆の団結を説いた。

信長のキリ

シタン保護　当時、日本は戦国の動乱の中で、織田信長が台頭していた。全国統一を目指していた信長は、

激しく対立した越前、伊勢長島など、各地の浄土真宗の一向一揆に見られる仏教勢力が、全國統一の障害になると判断して、仏教の勢力を抑える意図と、宣教師を通じてもたらされる西洋文明や、鉄砲など武器の入手、また、貿易による富に対する意欲もあって、国内統一のため手段として、宣教師たちを厚遇し、教会を保護した。

キリストンは、信長の保護のもとに、宣教師フロイスらの布教活動によつて急速に広まつていった。天正十年（一五八二）、キリストンの保護者であつた信長が、本能寺の変でおれた。このころ、キリストンは長崎を中心に広まつていた。その数は、天正十一年に在日宣教師ヴァリニヤーニが、ローマに送つた報告書には長崎を中心とした地域で一万五〇〇〇人、府内を中心とした地域で一万人、京都を中心とした地域で二万五〇〇〇人を数えている（『日本巡察記』平凡社東洋文庫）。

秀吉のキリスト教迫害

信長のあと、天下人となつた秀吉は、初めのう

シタン禁令

ちは、信長の方針を受け継いで、キリストンの

布教に理解を示していたが、九州平定の折、長崎を中心に広が

ったキリストンの勢力を目の前に見て、キリストンの教えが、

権力者が民衆を支配していく上で、相いれない教えであり、ま

た、キリストンの信仰をもつ大村純忠が、長崎の町の一部を、

教会に寄進していることは、土地領有の上からも、全国統一の

大きな障害になると判断した。そこで秀吉は、天正十五年六月

十九日に、博多でキリストン禁令を発した（第4図参照）。

しかし、海外貿易については、布教と切り離して認めた。そ

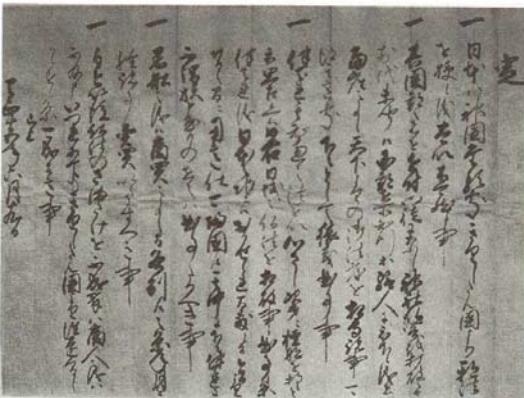
のため、南蛮貿易とともにやつてくる宣教師に対しては、貿易

によつて得る利益や、伝来する南蛮文化の影響には、大きなものがあるので、実態は、公然と布教活動をしなければ、キリストンの黙認にとどまつていた。

キリストンの黙認から弾圧へ

動を始めた。そのため秀吉は、慶長元年（一五九六）宣教師や信者一七人を捕らえ、見

せしめに、京・伏見・大坂の市中を引き回した。その途次、九人の殉教志願者が出て、合わせて二十六人のキリストンを、キリストンの中心地である長崎の浦上へ送り、見せしめに、群衆の見守る中で十字架にかけ、



第4図 秀吉のキリストン・ばてれん追放令
(天正15年) (『切支丹史料集』対外史料宝鑑刊行会)

槍で横腹を刺して処刑した。二十六人は、のちに聖人に列せられて、浦上二六聖人として今に祭られている。これが日本最初のキリスト教迫害の第一歩で、大殉教であった。この事件を契機に、キリスト教禁令は実質化していく。

秀吉の死後、江戸幕府が成立した後も、幕府は秀吉の禁教令を継承したが、長崎を中心とした九州地方では、ひそかに布教が行われていた。幕府は、慶長十七年（一六二二）八月に、幕府直轄領に本格的にキリスト教禁令を発した。翌十八年十一月には、全国の諸大名にも禁令を布告した（第5図参照）。禁令の全文は次のとおりである。

宗門檀那請合の掲

一きりしたんの法は、死を顧みず、火に入るも焼けず、水に入るも溺れず、身より血を出して死を成すを成仏と立る故に、天下の法度厳密なり、これにより、死を軽ふするもの吟味を遂ぐべき事

一きりしたんに元附く者は、闐单國（タタール、蒙古族の総称）より、毎日金七厘を与へ、天下を切支丹に成すべし、神国を妨げる邪法なり、此宗に元附く者は、祝迦の法を用ひず故、檀那寺の檀役を妨げ、仏法の建立を嫌ふ、これにより、吟味を遂ぐべき事
一頭檀那たりとも、其宗門の祖師忌、仏忌、盆、彼岸、先祖の命日絶て参詣仕らず
〔破損〕□□判形を引き、



第5図 慶長18年のキリスト教禁令「宗門檀那請合之掲」
(部分) (渡辺家所蔵)

宗旨役所え断り、急度吟味を遂ぐべき事

一きりしたん・不受不施の者は、先祖の年忌僧の弔いを不□□□、宗門寺え一通り志を述べ、内証にて俗人一類打ち寄り弔い、僧の来る時は不興にして用いず、これにより、吟味を遂ぐべき事

一檀那役を勤めず、然も我意に任せて、宗門請合の住僧人を用いず、宗門寺の用事身上相応に勤めず、内心邪法を抱きたるを不受不施と立ると相心得るべき事

一不受不施の法は、何にても宗門寺より申す事を請けず、其宗門の祖師本尊寺用に施さず、はた又他宗の者を請けず、是邪法なり、人間は天の恩を請けて地に施し、親の恩を請けて子に施し、仏の恩を請けて僧に施す、是正法なり、これにより、吟味を遂ぐべき事

一切支丹・非田宗・不受不施三宗ともに一派なり、彼尊む處の本尊は、牛頭切支丹丁頭仏といふ故に、丁頭大うす（デウス＝神）と名乗り、此仏を頼り奉り鏡を見れば、仏面と見へ、宗旨を転して大と見ゆる、是邪法の鏡なり、一度此鏡を見るもの深く牛頭切支丹丁頭仏を信仰し、日本を魔国となす、然るといえども、宗門吟味の神國故、一通り宗門寺え元附き、今日の人に交わりし、内心不受不施にて宗門寺に入りせず、これにより、吟味を遂ぐべき事

一仏法をすすめ、談義講釈を成して參詣致させ、檀那役を以て夫々の寺法用い、修理、建立勤さすべし、邪宗邪法は寺の事一切せず、世間に交り、一通りにて内心仏法を破り、僧のすすめを用いず、これにより、吟味を遂ぐべき事

一死後死骸頭に刺刀を与え、戒名授け申す事、是は宗門の住僧死相を見届け、邪宗にてこれ無き段（なんしか）

に合点の上引導致すべきなり、能々吟味を遂ぐべき事

一宗門寺を指置、外寺の僧を頼み弔ひ、其宗門の住持人を退け申す事別して僕議致すべし、邪宗邪法吟味を遂ぐべき事

一天下一統正法に紛れこれ無き者には、判形を加え、宗旨請合申すべき候、武士は其寺の請帳に印証を加え指上げ、其外血判成り難き者は、請人請合を以て証文指出すべき事

一先祖の仏事を他寺え持參致し、法事勤め申す事堅く禁制、然るといえども、他国他在にて死すものは格別の事、且持仏堂、仏像、画像備物に至る迄能々見届け申すべし、且又毎年盆廻の儀、其宗門の仏檀吟味として相廻り申すべき事

一相果候時は、一切宗門寺の指図を請け、取り行い申すべき事

一天下の敵万民の怨は、切支丹・不受不施・非田宗なり、馬転連(ばてんじん)の類族相果候節は、寺社役所え相断り檢使を請け、宗門寺の住持弔い申すべき事、役所え断らず弔い申す時は其僧の越度、能々吟味致すべき事、はた又横様無躰に檀那役等、其者分限不相応の儀は、宗門寺より用捨あるべき事、信心を以て仏法を尊み、正法を敬ふ者は正法なり

右、十五ヶ条の趣一も相背においては、上は梵天帝釈四天王五道の冥宮、日本伊勢天照大神宮、八幡大菩薩春日大明神、其ほか氏神日本六十余州の神明の、神爵を蒙るべきものなり

慶長十八年

丑十一月日

奉行

(「渡辺文書」北九州市門司区)

細川氏のキリシ そのころ、豊前細川領内には、小倉に伝道所一、天主堂二があり、イエズス会員一〇人
タン取り締まり がいた。中津にも伝道所一、天主堂一があり、イエズス会員二人がいた。細川氏一族は
 热心なキリシタンであつた。忠興自身もキリシタンであつたが、のちに改宗している。中でも藩主忠興の妻
 玉(ガラシヤ)は、信仰を守り通したことで著名である。のちに家督を相続する忠利もキリシタンで、忠興
 はキリシタンに対して親近を感じて理解を示していた。

忠興は、身近な者がキリシタンであつたことから豊前入封当初はキリシタンに対して好意的で、そのため、
 細川氏の家中や領民にはキリシタンが多く、その数は約二二〇〇人を数えたという。細川領内の人口の約一
 セントがキリシタンであつた。ところが、当初キリシタンに好意的であつた忠興は、慶長十六年(一六一一)に、
 政治的利害から「領内には、宣教師も、教会堂も切支丹教徒も、最早おくことを望まぬ」旨を宣言した

(『小倉市誌補遺』)。

慶長十八年十二月に、幕府のキリシタン禁令の布告を受けて、幕府の方針の遵守徹底が、大名の地位を確
 保する唯一の保身とする忠興は、同年十二月二十二日、江戸から国元の長岡右馬助・小笠原民部少輔・長岡
 勘解由・藪内匠・村上八郎左衛門・牧左馬允・中路周防・加納曲斎・長岡式部少輔へ宛てて、次のようなキ
 リシタン改めを示達した。

一ばてれん(「門徒」とことごとく日本の地御払いの事に候、我々下国次第國中改め申すべく候得ども、

先々郡奉行に申し付け、ばてれん門徒ことごとく付き立て置くべく候、我々下り候てから、手間の入

らず様に念を入れ候べく候、その内ころび候ものはくるしからず候、ころばざる者は、下国次第惣様御法度のごとく申し付くべき候間、その意を得べく候、侍これある儀異儀を申し、ころび候様に仕る儀肝要に候

一くるすたう(通)をはじめ、ばてれんのはか國中につちくづすべき候、申すにおよばず念を入れるべき候、残は郡奉行に申すべき候事

（「松向公綿考輯錄」松井文庫・熊大図書館所蔵）

これは、家中をはじめ百姓に至るまで、キリストの改宗の強制であった。徹底したキリスト排除を指示した達しで、その内容は、教会堂からキリストの墓に至るまで、キリストに関連するすべてを破壊して、細川領内からキリストの絶滅を目的としたものであった。忠興のキリストに対する徹底した行為は領内に多くのキリストの存在を物語るものである。

翌十九年一月には早々に村ごとに、キリスト改宗を実施した。築城郡の「貴理志端御改」（松井文庫）には、転宗者は九四人で軒数にして七五軒、複数の転宗者の軒数は一六軒で、残り五九軒は一軒に一人の転宗者を数える状態で、一家挙げての信仰状況ではなかつたが、忠興のキリスト改宗の強制によって、多くのキリストが改宗を余儀なくされた。キリストの寺院への転宗は、彼らが所属した寺院と請人（身元保証人）から証文を差し出させた。また、ごゑい（御影）・いまぜ（メダル類）・こんだず（数珠）・くるす（十字架）・本尊（キリスト像）・くりきの物など、キリストの信仰道具を差し出させた。

この改めで、仲津郡からは、二四人のキリストの転宗者があつた。これは、仲津郡の人口の〇・二二_七パ

である。多くのキリストンは、寺院へ転宗を余儀なくされたが、一方では、キリストンは根強く潜伏して、隠れキリストンになつて、その信仰を続けていた（第6図参照）。

細川氏のキリシタン弾圧 元和四年（一六一八）忠興

は、小倉で宣教師オルファネスをはじめ、六歳の幼児を含め二七人、中津で一三人のキリストンを極刑にしたという（『日本切支丹宗門史』上）。同五年には、転宗に応じない、キリストンとして著名な家臣加賀山隼人が、小倉の刑場で死を選んだ。同六年には、六人のキリストンを小倉の刑場で処刑した。

忠興は、元和六年に隠居して中津へ移ったが、キリストン取り締まりは、家督を相続した忠利へ引き継がれた。寛永八年（一六三二）十一月十九日付の三斎（忠興が隠居して三



第6図 細川領内の教会・宣教師と転宗者（『大分県史』近世編Ⅱから）

齋と改名^(か)から忠利へあてた返書に「其元今にキリシタン御せんさく(中略)一度伴天連もんとに成り申し候もの、ころび申す事百人の内一両人ならではこれ無きものにて候、其方家中には、一切同類これ無き由、めでたく候事」(『熊本県史』近世(1)部分旧記十五)と、細川家中からはキリシタンは絶えたが、庶民のキリシタン信仰は根強く、転宗する者は「百人の内、一人か二人」であるという。厳しいキリシタン取り締まり、弾圧にもかかわらず、細川領内には、まだ多くの隠れキリシタンがいることを、三斎は示唆している。

享保年間にかかれた「中津記」に、古老の話として「三斎豊前在城の間、斬殺三千人に及ぶと(中略)其ころ郡・国邪宗門の説盛んに行われて、家々戸々もつとも惑乱す、三斎これを悪んで、刑罰三族に至る故、今に至つて一国の内其余燼、類族という者有事なし」と記している。これによると忠興は、豊前在城中に、キリシタンの三族まで処刑して、その数は三〇〇〇人にも及んだという。この数をそのまま実態とすることはできないが、細川氏は、政治的利害から、キリシタンの取り締まり、弾圧は、徹底したものであつたことを窺^(うかが)うことができる。

三 細川忠興の入国と差別の芽

細川忠興の入国

慶長五年(一六〇〇)の関ヶ原の戦で石田三成に味方した大名は、徳川家康によつて改易^(えき)(取り潰し)されたり、減封されたりした。徳川に味方した大名や、徳川一門と譜代の家来(関ヶ原の戦以前に徳川の家来になつたもの)が加増されて新たに大名に取り立てられて、その跡に封ぜら